

令和8年度 がん予防普及啓発事業業務委託仕様書

1 業務の目的

がんは、鹿児島県において死因の第1位であり、全死亡者の約4分の1を占めていることから、9月の「がん制圧月間」を中心に、県民に対してがんの予防と早期発見・早期治療の重要性を啓発することにより、がん検診受診率向上につなげ、県民の健康増進及び生活の質の維持向上に寄与する。

2 履行期限

令和8年10月30日（金）

3 業務の内容

(1) 次の項目のとおり、がん検診受診啓発のための広報を行う。

ア Instagram 広告の企画・作成・実施

啓発対象は、がん検診対象者とし、特に Instagram 利用率の高い女性に対してメッセージ性の高い内容とすること（がんの種類は限定しない。）。

イ YouTube 広告の企画・作成・実施

- ・ 啓発対象は、がん検診全般の対象者とする。
- ・ 県が過去に作成したがん予防普及啓発動画を使用しても構わない。その場合、使用する動画の二次利用等については、受託者において、あらかじめ当該動画の著作権者の承諾を得た上で、使用及び加工すること。

ウ 音声媒体（Spotify・Podcasts等）による広告の企画・作成・実施

- ・ 啓発対象は、がん検診対象者とし、特に働く世代である40歳代～50歳の働く世代に対してメッセージ性の高い内容とすること（がんの種類は限定しない。）。
- ・ 県が過去に作成したがん予防普及啓発の音声を使用しても構わない。その場合、使用する動画の二次利用等については、受託者においてあらかじめ当該動画の著作権者の承諾を得た上で、使用及び加工すること。

エ その他

ア～ウ以外で効果的と思われる事項があれば、予算額の範囲内で追加提案すること。

(2) 広報に係る調整

(3) その他

ア 広告は、様々な理由によりがん検診を受診しない人を責める内容ではなく、がん検診を自分のこととして捉え、明るく前向きに検診受診を促すものや、検診の必要性を訴える内容とすること。

イ 広告期間は、9月のがん征圧月間を中心とした期間を設定すること。期間中、毎日実施しなくても構わない。

ウ その他、詳細については県と打ち合わせを行うこと。

4 成果品の納品

(1) 成果品

ア 成果品内容を収録したCDまたはDVD1枚

イ その他業務の成果品 一式

ウ 実績報告書（委託事業で実施した内容をまとめた報告書）

(7) 紙媒体（A4判・カラー） 1部

(1) 電子データ（PDF形式） 一式

(2) 納品

ア 場所

鹿児島県保健福祉部健康増進課がん対策係

イ 期限

令和8年10月30日（金）

5 著作権等について

- (1) 成果品に関する著作権等は、原則、県に帰属するものとする。
- (2) 前(1)の規定にかかわらず、県は、受託者の事前の承認を得ることなく、成果品に改変を加えることができないものとする。
- (3) 県は、成果品の内容を、業務の目的のために必要な範囲内で、随時利用することができるものとする。
- (4) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、県と密に連携を図りながら事業実施に取り組むこと。
- (2) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定する。
- (3) 本受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、県の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。